

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月29日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	君津市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.city.kimitsu.lg.jp/soshiki/8/2363.html">https://www.city.kimitsu.lg.jp/soshiki/8/2363.html</a>

執行機関名 君津市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	君津市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例(平成8年君津市条例第21号)による医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		君津市個人番号の利用に関する条例(平成27年君津市条例第42号)別表第1 3の項 君津市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例(平成8年君津市条例第21号)による医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第1条	君津市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例(平成8年君津市条例第21号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	(目的) 第1条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、ひとり親家庭の父母及びその児童等に対し、医療費、調剤費、診療報酬証明手数料及び調剤報酬証明手数料の一部について助成金(以下「医療費等助成金」という。)を支給することにより、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		君津市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例(平成8年君津市条例第21号) 君津市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例施行規則(平成8年君津市規則第34号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	君津市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例第6条第1項 君津市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例施行規則第12条第1項
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	君津市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例第6条第1項の医療費等助成資格の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	君津市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	ひとり親家庭の父母及びその児童等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 ロ	君津市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例施行規則第12条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報	ひとり親家庭の父母等に係る児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報
備考		